別記様式第31号の１（第20条第２項関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人静岡大学長

諮問書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 1 審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 2 審査請求に係る開示決定等  （開示決定等の種類）  □開示決定  □一部開示決定  （該当不開示条項）  □不開示決定  （該当不開示条項） | （1） 開示決定等の日付、記号番号  （2） 開示決定等をした者  （3） 開示決定等の概要 |
| 3 審査請求 | （1） 審査請求日  （2） 審査請求人  （3） 審査請求の趣旨 |
| 4 諮問の理由 |  |
| 5 参加人等 |  |
| 6 添付書類等 | ① 保有個人情報開示請求書（写し）  ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し）  ③ 審査請求書（写し）  ④ 理由説明書  ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された法人文書（写し）  ⑥ その他参考資料 |
| 7 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号、  メールアドレス、住所等 |  |

（注1） 2の「（開示決定等の種類）」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在）を記載すること。

（注2） 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注3） 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。